第十六条中「が協議」と」の下に「、同法第二十八条の二第一項中「連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議」とあるのは「連絡調整」と」を加え、同条の表中二十五の項を二十七の項とし、七の項から二十四の項までを二項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七	第二十二条の三第一項	国土交通大臣及び道路管理者	会社及び道路管理者
八	第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者	国土交通大臣及び道路管理者（密接関連道路管理者等	会社及び道路管理者（密接関連道路管理者等

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第三条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表中三十一の項を三十四の項とし、八の項から三十の項までを三項ずつ繰り下げ、七の項を削り、六の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十	第二十八条の二第一項	連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議	連絡調整

第十二条の表五の項を同表八の項とし、同表四の項中「第二十二条の二」を「第二十二条の三」に改め、同項を同表七の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

四	第二十二条の三第一項	道路（	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路（
		二以上の道路管理者	国土交通大臣及び道路管理者
五	第二十二条の三第一項及び第六項、第二十八条の二第一項	密接関連道路管理者	密接関連道路管理者等
六	第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者	国土交通大臣及び道路管理者等（密接関連道路管理

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第四条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表第二十二条の二、第二十四条の項の次に次のように加える。

第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者	管理有料高速道路承継会社及び道路管理者（他の管理有料高速道路承継会社が管理する管理有料高速道路にあつては、当該他の管理有料高速道路承継会社。第三項において同じ。）

第二十二条の三第一項、第五項及び第六項、第二十八条の二第一項	密接関連道路管理者	密接関連道路管理者等
第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者	管理有料高速道路承継会社及び道路管理者（密接関連道路管理者等
第二十八条の二第一項	連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議	連絡調整

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

2　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）」を削る。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

3　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第十四号」を「第十三号」に改める。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百八十号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第九条の十四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第五条に見出しとして「（受験手数料）」を付し、同条中「一万三千九百円」を「一万七千九百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂